

# 総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(38) 業務用車に係る経費			調査対象 予算額	【参考】令和2年度（調査対象実績額）：1,225百万円の内数 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(福岡財務支局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

各官署は、購入またはリース等により業務用車を配置しており、その維持のために、車検や点検等の費用も毎年支出している。

（本調査は、平成25年度予算執行調査「業務用車の稼働状況等」及び平成28年度予算執行調査「官用車の維持費等」のフォローアップ調査として実施。）

### ※調査対象車両

各官署の保有する車両のうち、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第13条に規定する自動車登録番号の自動車の種別及び用途による分類番号が3、4・6、5・7ではじまるものであって、「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議）において定義される公用車を除くもの

ナンバー 区分	自動車の範囲
3	人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車
4・6	貨物の運送の用に供する小型自動車
5・7	人の運送の用に供する小型自動車

### 【これまでの調査結果（平成25、28年度）の概要】

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・利用が低調な車両は、他の車両との集約化等を検討すべき。また、軽自動車への切替えが可能な車両については、車両更新時に確実に切り替えるべき。
- ・車検や定期点検の契約では、極力複数者から見積りを取り経費の削減に向けた努力をすべき。また、一括調達の実施の可否を早急に検討すべき。

#### 反映の内容等

- ・車両台数の削減や軽自動車への切替えにより、車両維持費の削減を図った。
- ・一般競争入札・複数見積りによる随意契約とすることで経費の削減を図った。

## ②調査の視点

### 1. 業務用車の稼働状況について

稼働率の低い業務用車は存在しないか。

### 2. 業務用車の規格について

排気量等の規格は、必要性を踏まえた効率的なものとなっているか。

### 3. 車検・法定点検等の調達における効率性について

車検・法定点検等の調達において、競争性が確保されているか。また、スケールメリットを活かした調達がなされているか。

#### 【調査対象年度】

令和2年度

#### 【調査対象先数】

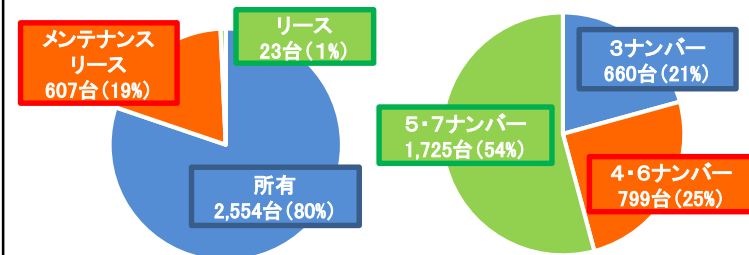
本府省等 : 43先  
地方支分部局等 : 363先（※）  
計 : 406先  
※事務所等出先機関を含まない。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 業務用車の稼働状況について

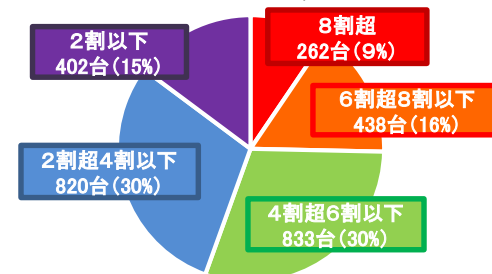
令和2年度においては、406官署中351官署で3,184台の業務用車が保有されており、保有形態と車両ナンバーの内訳は【図1】【図2】のとおりとなっていた。

【図1】保有形態の分布(n=3,184) 【図2】ナンバー区分の分布(n=3,184)



このうち、通年保有されている2,755台について、その稼働率（稼働日数/営業日数242日）を確認したところ、【図3】のとおりとなっており、稼働日数が少ない車両についてみると、稼働率が2割（およそ週1回の稼働を下回る割合）以下の車両は134官署で402台（15%）認められた。また、稼働率が2割以下の車両の中には、令和2年度中に一度も稼働していない車両も2台存在した。

【図3】稼働率の分布(n=2,755)



# 総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (38) 業務用車に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### 2. 業務用車の規格について

排気量と年間保有コストの関連性について確認したところ、排気量が少ない車両ほど年間保有コストは安価となっていた。(※1)【図4】

なお、排気量別の車両構成台数は、軽自動車が200台(9%)、1.5L以下が982台(43%)、1.5L超2L以下が896台(40%)、2L超3L以下が161台(7%)、3L超が20台(1%)であった。

※1 年間保有コスト=車両取得価格年割額(リース・メンテナンスリースの場合にはリース料年額)+車両整備等費用

対象車両(※2)2,259台のうち、次期車両への更新時に、軽自動車への切替の検討余地がある車両が229台、軽自動車以外の小排気量車両への切替の検討余地がある車両が180台あることが確認された。

※2 令和2年度に通年保有された車両から、特殊装備のある車両、CEV車両及び年間保有コストが不明な車両を除いたものを対象としている。

### 3. 車検・法定点検等の調達における効率性について

#### (1) 調達方法

令和2年度に車検・法定点検等を実施した254官署の車両2,203台について、車検・法定点検等の契約にあたって、スケールメリットを活かした調達となっているか確認したところ、当該車両1台のみの単独調達としている車両が121官署で517台(23%)あった。【図5】

また、上記の121官署における令和2年度の業務用車の保有状況については、保有している業務用車が当該車両1台のみとなっていたのは18官署のみで、他の103官署では2台以上の業務用車を保有していたものの、1台ごとの契約となっていた。

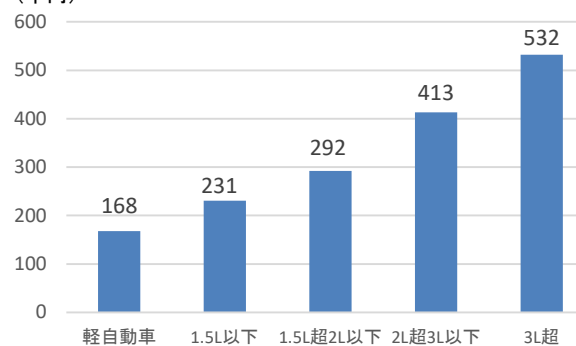
#### (2) 契約方式

同様に、令和2年度に車検・法定点検等を実施した車両2,203台について、車検・法定点検等に係る契約を確認したところ、9割以上の車両では、競争入札または複数者見積りの随意契約となっていた一方で、177台(8%)の車両では1者見積りの随意契約で競争性が確保されていなかった。【図6】

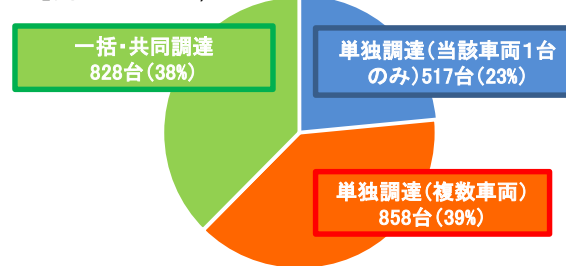
#### ○ 予算決算及び会計令

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

【図4】排気量別の年間保有コストの平均

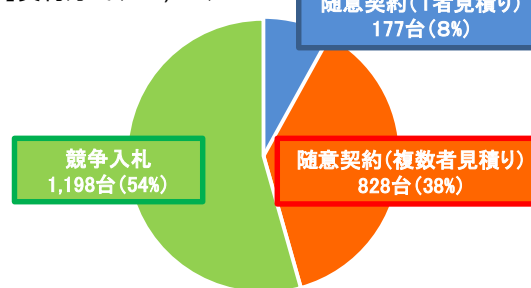


【図5】調達方法(n=2,203)



※ 一括・共同調達とは、他官署と共同して調達を行うこと。また、自官署内で事務所等出先機関も含めて一括して調達を行うこと。

【図6】契約方式(n=2,203)



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 業務用車の稼働状況について

稼働率の低い車両については、車両を保有する必要性の有無を改めて検討すべき。

### 2. 業務用車の規格について

小排気量車両への切替の検討余地がある車両については、次期車両への更新時に、保有コスト削減の観点からその是非を検討すべき。

また、他の車両においても、更新の際には、排気量等の規格について、その必要性を精査すべき。

### 3. 車検・法定点検等の調達における効率性について

車検・法定点検等の契約にあたっては、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。特に複数台の車両を保有する官署では、契約の集約化を検討すべき。

また、1者見積りの随意契約としてしている場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の向上に努めるべき。